中尾山高原ラリー2006特別規則書

- 公示 本競技会は、日本自動車連盟(JAF)公認のもとにFIAの国際モータースポーツ競技規則それに準拠したJAFの国内競技規則およびその付則、2006年日本ラリー選手権規定、2006年JMRC中国・四国ラリーシリーズ一般規定、並びに本規則に従って、JAF公認準国内競技として開催する。
- 第1条 競技会の名称及び格式
 JMRC中国、四国ラリーシリーズ第2戦 「中尾山高原ラリー2006」
 JAF公認 準国内競技(公認番号:2006-4015)
 初・中級向け
- 第2条 競技種目 4輪自動車によるリライアビリテイラン・ラリー
- 第3条 開催日程 2006年5月27日 (土)
- 第4条 オーガナイザー及び大会事務局
 - (1)オーガナイザー オートクラブアティーテュード (ACA) 代表者 早田 辰比呂
 - (2)大会事務局 〒771-2106
 徳島県美馬市美馬町字谷ヨリ西131-1
 西村自動車内 西村 清 TEL 0883-63-3533 FAX 0883-63-5157
 (3)協力クラブ
 - 阿波モーターリストクラブ (AMC-AWA)
- 第5条 大会役員

大会会長	牧田	久	(美馬市市長)		
大会副会長	兼西	茂	(つるぎ町長)		
大会顧問			(美馬市議会議長)		
審査委員長	山本	博文	審査委員	鎌田	敏秀
組織委員長	西村	清			
組織委員	上野	耕二	組織委員	藤沢	謙次

第6条 競技役員 競技長 上野 耕二 コース委員長 西村 清 副競技長 豊 加計 計時委員長 藤沢 謙次 事務局長 西村 清 技術委員長 上野 耕二

- 第7条 コース
 徳島県内約150km。
 約30kmのタイムトライアル区間を含む。(ダート7割、舗装3割)
 詳細はルートブックで示す。
- 第8条 集合場所及びタイムスケジュール

(1)	集	合	場	所:	徳島県	美馬市木属	屋平	中尾山高原	
(2)	受			付:	5月2	7日(土)) 午前	7時00分~午前	8時00分
(3)	車	両	検	査:	5月2	7日(土)) 午前	7時00分~午前	8時30分
(4)	ドライバ	-7 [°]	フ゛リーフィン	ング:	5月2	7日(土)) 午前	9時00分~午前	9時30分
(5)	ス	タ	-	ト:	5月2	7日(土)) 午前 1	0時01分(1号)	車)
(6)	ゴ -	・ル	予	定:	5月2	7日(土)) 午後	5時30分	
(7)	表賞	了式	予	定:	5月2	7日(土)) 午後	7時30分	

- 第9条 参加資格
 - (1)1台の車両に乗車する定員は正・副ドライバーの2名とし、両名共に本競技会開催中に該当車両 を運転できる有効な運転免許証を所持していなければならない。
 - (2)正・副ドライバーは、競技会に有効なJAF発行の競技運転者許可証国内B級以上を所持してい なければならない。
 - (3)参加申込者と正・副ドライバーが異なる場合、参加申込者は競技会に有効なJAF発行の競技参加者許可証を所持していなければならない。
 - (4)参加申込者と正・副ドライバーが異なる場合、競技中の参加者の責任及び義務に関して、正ドラ イバーがその責任を負うものとする。
- 第10条 参加車両・部門・クラス・参加台数
 - (1)参加車両は、2006年度JAF国内競技車両規則第2編(ラリー車両規定)及び2002年1 2月31日以前に初度登録された車両で2002年JAF国内競技車両規則第3編ラリー車両規 定に従って製作された車両(RB車両)で、2006年度JMRC中国・四国ラリー車両規定に 従った車両とし、次の条件を満たさなければならない。
 - ()正規の自動車登録番号表が交付されており、自動車検査証、自動車賠償責任保険証、及びラ リー競技に有効な自動車保険証券を携行すること。
 - () エアークリーナー・マフラーは、ノーマルを装着すること。
 - ()国内競技車両規則第2編第2章第2条に従った4点式以上の安全ベルトを追加装着すること。
 (乗車人数分の装着を義務付ける)
 - ()国内競技車両規則第2編第2章第3条に従った消火装置を搭載すること。
 - () ロールバーの装着を義務付ける。
 - ()エアーバッグの取外しは自由。 (運転席・助手席・サイドを問わず)
 - () A B S は、電気的にその機能を制限する事のみ許される。
 A B S に係わる補機類、配管類、配線類の取外しは不可。
 - ・()()項の装着は、国内競技車両規則に従った方法で行う事。
 - ・()()項の変更は、参加者の責任において行うものとし、オーガナイザー等は、変更する事でおき得る事態に一切の責任を負わない。
 - (2)本競技会の部門、クラス分けは次の通り。 (排気量は過給換算後の数値)
 - ()チヤンピオン部門
 - A クラス: 1 4 0 0 c c 以下の車両
 - Bクラス:1400ccを超え3000cc以下の車両
 - Cクラス:3000ccを超える車両
 - ()フレッシュマン部門
 - F A クラス:1400c c 以下の車両
 - FBクラス:1400ccを超え3000cc以下の車両
 - FCクラス:3000ccを超える車両
 - (3)本競技会の参加台数を、各部門あわせて60台以内とする。
- 第11条 タイヤ

タイヤサイズは、道路運送車両法に適合するサイズである事。M&Sに限る。

- 第12条 参加手続き及び参加受理
 - 1. 参加料:¥40,000
 - 2. 共 済 掛 金: JMRC共済加入者は当日共済加入を証明する物を必ず携帯すること。
 当日受付において共済加入を証明できない場合には、未加入・不携帯を問わず、
 JMRC四国が管掌する共済に加入しなければ出走できない。
 (加入費用 ¥1,000/人)
 - 3. サービス員 : ¥2,000(1名につき)
 - 4. サービスカー : 無料。ただし競技車両1台につきサービスカーは1台まで。
 - 5. 必要書類 :参加申込書、車両申告書、誓約書。(中四国地区統一申込用紙)本競技会に有効 な対人賠償任意保険証のコピー。 任意保険に加入する場合には、別紙の車種別保険料を、車検証のコピーと共に 添付すること。
 - 6. 参加申込は所定の用紙に必要事項を記入の上、参加料を添えて郵送または持参して申し込むこと。

- 第13条 参加申込受付期日及び受付先
 - 1.受付期日 : 2006年5月1日(月)~5月15日(月)必着
 - 2.受付先:第4条に記載する大会事務局
- 第14条 乗員および車両の変更
 - 1.正式参加受理後の乗員の変更は認められない。ただし、参加者から理由を付した文書が受け付け終 了時刻までに提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
 - 2.参加部門または参加クラスの変更を伴う車両変更は認められない。
- 第15条 公式車両検査
 - 1.参加車両はオーガナイザーが指定した場所において公式車両検査を受けなければならない。
 - 2.公式車両検査は、第10条に記されている車両規則に基づいて行う。
 - 3.スタート前の車両検査は保安面を主として行う。
 - 受 付 時:運転免許証及び競技運転者(競技参加者)許可証(2名分) 自動車検査証、自賠責 保険証、ラリーに有効な任意保険証
 - 車両検査時:前照灯、制動灯、番号灯、方向指示器、ワイパー、ホーン、マフラー、排気音,非常 停止表示板(2枚)A4サイズで、表面に緑文字で「OK」,裏面に赤文字で「SO S」が記入されたもの(2枚)、安全ベルト、ヘルメット、消火器、牽引ロープ、非 常用赤色信号灯、救急薬品、使用タイヤ等
 - 4.規定の時間内に車検に合格しない車両は、例外なくスタートできない。
 - 5.競技中もしくは競技終了後、任意の競技車両について再車検を行う。
 - 再車検の場合に必要な工具、部品、人員及び費用は参加者の負担とする。
 - 6.オーガナイザーは、必要に応じて車両保管を命ずる権限を有する。その場合、車両保管場所への 参加者及びドライバーの立ち入りはできない。
- 第16条 ト ライバーズブリーフィング

すべての参加者、及びドライバー、もしくはそれらの代理人は、ドライバーズブリーフィングに出席しなけれ ばならない。欠席による参加者、ドライバーの不利益について、オーガナイザーはその責任を負わない。

- 第17条 計 時
 - 1.全ての時刻は、NHK又はNTTの時報により校正されたオーガナイザーの時計により、日本標準 時で計測する。時計の誤差に対する抗議は一切認めない。
 - 2.計時は、参加車両の前輪の中心が、計測ラインを通過した瞬間の時刻とする。 但し、任意の計測ラインにおいて、予めスタート時刻を指示する場合がある。
- 第18条 チェックポイント(CP)及びパスコントロール(PC)
 - 1. CPはオーガナイザーのマークの付いた標識で明示し、原則として進行方向の右側に設置される。 またその発見は参加者の義務とする。
 - 2. CPの開設は、1号車の通過予定時刻の15分前とし、最終スタート車の通過予定時刻の30分後 に閉鎖される。
 - 3.特に指示したオープンチェックを除き、CPを見通すことのできる地点に入ってからの時間調整を 目的とした停止、最徐行を禁止する。
 - 4. CPに並進進入してはならず、この場合進行方向右側の車両の計測は行わない。
 - 5. PCをコース上に設置し、指示速度を変更することがある。
 - 6. С Р, Р С 共に時間計算は秒未満を切り捨てて計算すること。
- 第19条 サービス
 - 1.車両整備作業の監督は、技術委員長およびその指名を受けた競技役員が行う。
 - 2.競技中はオーガナイザーの指定したサービス地点(徳島県美馬市木屋平 中尾山高原)以外での車 両整備作業を禁止する。
 - 3.サービス地点には登録されたサービスカー、競技車両、競技役員車両以外は入場出来ない。また、 車両整備作業を行える者は、当該車両の乗員及び登録されたサービス員とする。
 - 4.車両整備作業の範囲は、タイヤ、灯火類のバルブ、点火プラグ、Vベルトの交換とし、それ以外の 整備作業については技術委員長の許可を得る事。
 - 5.サービスカー及び車両積載車の駐車・移動等については、競技役員の指示に従う事。

第20条 減点及び成績

- 1.スタート、CP,フィニッシュによって分割された区間の実所要時間と標準時間(正解時間)との 誤差をその区間の減点とする。
- 2.秒計時区間においては、誤差1秒につき1点とする。
- 3.公式タイムスケジュ-ルに遅れた時は、1分につき100点の減点。
- 4.フライングスタートは、1秒につき、10点。
- 5.チェックカードの紛失は、1枚に付き1000点。
- 6.コントロールシートの計算ミスは、件数に関係なく10点。コントロールシートの提出時間制限、 サービス時間の制限等、別途指示書や公式通知などで、時間を制限している場合のタイムオーバー
 - は、1分につき10点。

成績は、減点合計の少ない者を上位とし、順位決定する。

- 同減点の場合、次の順で決定する。
- 1.減点0のCPの数の多いもの。
- 2.全てのCPの減点を二乗し、その減点の少ないもの。
- 3.抽選
- 第21条 参加者の遵守事項
 - 1.競技中はいかなることがあろうとも現行道路交通法の遵守を最優先とし、一般車両及び走行者に迷惑を及ばさないこと。
 - 2.他車に追従する場合、対向車のある場合及び民家のある所では前照灯の照射方向を必ず下向きにすること。また、明らかに追い越そうとしている車両がある場合には、安全且つ速やかに進路を譲って追い越させること。
 - 3.競技から離脱する場合(失格などの場合を含む)は、最寄りのオフィシャルにリタイヤ届けを提出 すること。提出が不可能な場合は、電話等の手段で事務局に連絡し、直ちにゼッケン番号及びラリ ー競技会之証その他の競技関係添付物を取り除くこと。
 - 4.競技中はオーガナイザーが指定したサービス地点以外でサービスを受けることはできず、また指定 給油所以外での給油は禁止する。
 - 5. 走行中、安全ベルトは全員が全区間で着用すること。ヘルメットはOMCP以後、最終CPまで着 用を義務付ける。(但しノーチェック区間は除く)
- 第22条 失格

次の場合を失格とする。

- 1. С Р に逆方向から進入したとき。
- 2.交通事故を起こしたとき。
- 3. 道路交通法に違反し、警察の取調べを受けたとき。
- 4.競技中著しく車体または保安部品を破損したとき。
- 5.リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。
- 6.走行マナーならびに競技者としてのマナーが悪いと判断されるとき。
- 7.チェックカード、コントロールカードを改ざんしたとき。
- 8.車両規則違反が発見されたとき。
- 9.スタート後、車両または乗員を変更したとき。
- 10.参加者または関係者間で不正行為が行われたとき。
- 11.オーガナイザーの指示する区域以外でサービス、給油をうけたとき。
- 12.各諸規則及び本規則に定める事項に違反があったとき。
- 13.その他競技役員の指示に従わなかったとき。
- 14.以上のほか、本競技会の名誉を著しく汚したと判断したとき。
- 第23条 抗議
 - 1.参加者は自己が不当に処遇されていると判断した場合、抗議する権利を有する。
 - 2.抗議は抗議対象となる理由を具体的に記述した文書に抗議料(20,300円)を添え、競技長に提出する。
 - 3.抗議料はその抗議が成立した場合のみ返還される。
 - 4. CPカードに関する抗議はそのCPで直ちに行い、CP責任者の判定を最終的なものとし、これに 対する抗議は受け付けない。
 - 5.競技に対する抗議はその参加者の競技終了後30分以内に書面にて提出しなければならない。

- 6.競技成績に関する抗議は暫定結果発表後30分以内に書面にて提出しなければならない。
- 7.技術委員長の裁定に対する抗議は裁定直後に抗議提出の意思表示を行い、裁定後30分以内に書面 にて提出しなければならない。
- 8.審査委員会の裁定結果は審査委員長より口頭で当事者に通告される。

第24条 公式通知

公式通知は、それに示す範囲において、既に示された全ての指示に優先する。

- 第25条 競技会の延期または中止 保安上または不可抗力による事情が生じた場合は、競技会審査委員会の決定により競技会を延期また は中止、途中取りやめとすることができる。
- 第26条 競技会の成立

本競技会は、オーガナイザー並びに大会役員の手違いであるなしに関わらず、競技としての成績判定 が可能な限りにおいて、打ち切りの場合でも成立する。

第27条 本規則の解釈

本規則及び競技に関する諸規則、公式通知の解釈について疑義が生じた場合は、審査委員会の決定を 最終とする。本規則に明示されていない場合は、全て国内競技規則が優先する。

第28条 損害の補償

参加者及びサービス員は、事故、過失により生じた損害について、自己の責任において一切の処理を 行わなければならない。また、JAF,JMRC,オーガナイザー、大会役員及び道路や施設の管理者 が、一切の損害補償の責任を免除されていることを承知していなければならない。

即ち、大会役員はその役務に最善を尽くすことはもちろんであるが、その役務遂行によって万一事故 が生じた場合、それに対する一切の補償責任を、JAF, JMRC, オーガナイザー、大会役員、道路 管理者、施設管理者は負わない。

> 中尾山高原ラリー2006 大会組織委員会

追記

他地区より参加の皆様へ

四国地区のラリー車両規則では、エアークリーナー・マフラーは、ノーマル部品の装着が義務づけられておりま す。当日、出走前車検で修正できない場合には、出走拒否等となりますのでご注意ください。

前泊を希望される方へ

別紙を参照されて各自で予約の上。利用してください。 美馬市ホームページ <u>http://www.city.mima.lg.jp</u>